

富士大学履修規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、富士大学学則に基づき、経済学科および経営法学科の授業履修方法の細則およびそれに直接関連する事項について定める。

第 2 章 授業科目

- 第 2 条 経済学科・経営法学科の授業科目は、学科共通基礎科目・教養科目・専門科目に分けて開講する。
- 第 3 条 教職課程および図書館学に関する授業科目、履修方法については、別に定める。

第 3 章 単 位

- 第 4 条 経済学科・経営法学科の各授業科目の単位数は、次のとおりとする。
- (1) 学科共通基礎科目は、授業の性質・時間数によって、1 単位または 2 単位とする。
 - (2) 教養科目は、2 単位とする。
 - (3) 専門科目は、授業の性質によって、1 単位、2 単位または 4 単位とする。
- 第 5 条 前条の各号に規定する各授業科目の単位数の計算は、次のとおりとする。
- (1) 講義および演習については、1 5 時間から 3 0 時間の授業時間をもって 1 単位とする。
 - (2) 実習および実技については、3 0 時間から 4 5 時間の授業時間をもって 1 単位とする。
 - (3) 前項の定めにかかわらず卒業論文等についてこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

第 4 章 授 業

- 第 6 条 1 年間の授業期間は、定期試験・諸行事等を含め 3 5 週にわたることを原則とする。
- 第 7 条 授業は、各授業科目の内容によって講義・演習・実習および実技のいずれかまたは併用によって行う。

第 7 条の 2 前条の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

2 前条の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前条の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は 60 単位を超えないものとする。

第 7 条の 3 一の授業科目について講義または演習と実習または実技を組み合わせる場合、1 単位の授業時間数（ X ：講義または演習の授業時間数、 y ：実習または実技の授業時間数）を、 $ax+by=45$ となるように定める。この場合の a および b は、次のとおりとする。

a ：1 単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である 45 時間を第 5 条第 1 号に定める授業時間数で除して得た数値

b ：同じく 45 時間を同第 2 号に定める授業時間数で除して得た数値

ただし、情報通信機器等を活用した教室内の実習は、演習と同等に扱う。

第 8 条 授業は、各授業科目を必修科目・選択必修科目および選択科目に分けて配当する。

第 5 章 教育課程

第 9 条 経済学科の授業科目、必修・選択の別、単位数および配当年次については、学則別表（1）による。

2 経営法学科の授業科目、必修・選択の別、単位数および配当年次については、学則別表（1）による。

3 年次別に配当された科目は、原則として当該年次に履修する。ただし、当該年次以降に履修することもできる。

第 10 条 学生は、4 年以上在学し、次の各号により各学科の定める課程に基づいて 124 単位以上修得しなければならない。

（1）経済学科

① 学科共通基礎科目は、外国語 12 単位以上、情報処理 4 単位、教養演習 4 単位を合計 20 単位以上修得しなければならない。

② 教養科目は、「文化の受容と伝達」6 単位、「現代社会の基本構造」8 単位、「現代科学と環境」4 単位、および体育実技必修 2 単位を合計 20 単位以上修得しなければならない。

- ③ 専門科目は、必修科目 18 単位、選択必修科目 30 単位以上、選択科目 36 単位以上を含め合計 84 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 経営法学科
- ① 学科共通基礎科目は、外国語 12 単位以上、情報処理 4 単位、教養演習 4 単位、合計 20 単位以上修得しなければならない。
- ② 教養科目は、「文化の受容と伝達」6 単位、「現代社会の基本構造」8 単位、「現代科学と環境」4 単位、および体育実技必修 2 単位、合計 20 単位以上修得しなければならない。
- ③ 専門科目は、必修科目 24 単位、選択必修科目 60 単位以上を含め合計 84 単位以上を修得しなければならない。

第 6 章 履修方法

- 第 11 条 1 年間の最高履修単位は、原則として 48 単位とする。
- 第 12 条 専門演習 I を履修する者は、原則として第 1 年次、第 2 年次の総修得単位数が 48 単位以上の者とする。

第 7 章 履修登録

- 第 13 条 履修日程等については、年度初めに決定し、公示するものとする。
- 第 14 条 授業科目を履修するには、所定の期間内に、所定の手続により、履修登録を行わなければならない。
- 第 14 条の 2 履修登録を行った者は、「止むを得ない理由のある欠席」の場合を除き、授業に出席しなければならない。なお、「止むを得ない理由のある欠席」等欠席については、別に定める。
- 2 「止むを得ない理由のある欠席」以外の欠席は、第 16 条以下に定める成績評価において、減点の対象とすることができる。
- 3 履修登録を行った者は、第 1 項前段に加え、授業への積極的参加、論文・報告書等の課題の提出、試験の受験等により、単位修得に努めなければならない。
- 4 履修登録を行った者で、学期の途中で履修を取り止める者は、所定の期間内に、履修登録の取消しを行わなければならない。取消しを行わない者は、GPA の算出において不利益を被る。
- 第 15 条 履修登録を行わない者は、授業および試験を受けることができない。

第 8 章 単位認定

- 第 16 条 授業科目を履修した場合には、成績を評価し、合格した者に対して所定の単位を与える。

第 16 条の 2 成績評価は、試験、論文、報告書および平常の成績のいずれか、または併用によって行う。

第 17 条 履修科目の成績評価および単位認定は、原則として各学期末に行う。

第 18 条 成績評価および単位認定は、次の基準による。

成績評価		単位認定 (合 否)
グレード	評 点	
秀 (S)	90 点 ～ 100 点	合 格
優 (A)	80 点 ～ 89 点	
良 (B)	70 点 ～ 79 点	
可 (C)	60 点 ～ 69 点	
不可 (D)	59 点以下	不合格

2 他大学等で修得した単位を認定した場合は、「認」または「TC」と表記する。

第 19 条 成績評価および単位認定は、成績通知表によって学期末に通知する。

第 20 条 一度単位認定された授業科目は、取消して、履修し直すことはできない。

第 20 条の 2 学費等の納入金について、未納である者の単位認定は、完納されるまで仮の認定とする。

第 9 章 再履修

第 21 条 不合格科目が必修の場合には、次年度に再履修しなければならない。

第 22 条 不合格科目を再履修する場合、各学年に定められた最高履修単位を超えてはならない。

第 10 章 試 験

第 23 条 試験は、定期または臨時に行う。

第 24 条 次の各号に該当する者は、原則として受験資格を失う。

(1) 欠席が授業時間数の 3 分の 1 を超えた者

(2) 学生証を携帯しない者（仮受験票を交付された者は、この限りではない。）

(3) 試験開始後 20 分以上、遅刻した者

2 前項第 1 号の欠席については、与えられた課題に対するレポートの提出をもって、出席とみなすことができるものとする。

第 25 条 指定された試験日に、第 14 条の 2 第 1 項に定める「止むを得ない理由のある欠席」をする者またはした者は、同項なお書に定める別に定める規則等に準じた手続により、追試験受験願を提出することができる。

ただし、追試験受験願の提出期間は、原則として当該試験日の前後 1 週間とする。

第 26 条 前条により正当と認められた者に限り追試験を許可することがある。

第 27 条 追試験を除く不合格科目については、再試験を実施する場合がある。再試験においては、合否のみを判定し、評点は、60 点（合格）または 0 点（不合格）とする。

第 28 条 再試験を受ける者は、定められた手数料を納入しなければならない。

第 29 条 再試験を行う場合の手料は、1 科目につき 3,000 円とする。

第 11 章 受験心得

第 30 条 受験者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 受験に際しては、学生証を机上に提示すること。
- (2) 受験に際しては、監督者の指示に従うこと。
- (3) 下敷は、指定された以外、使用しないこと。
- (4) 特に許可された教科書・ノート・参考書等の外、携帯品は必ず監督者の指定する場所に置くこと。
- (5) 試験開始後 30 分経過しなければ、退場できない。
- (6) 答案を出した者は、直ちに退場すること。
- (7) 答案には、必ず学籍番号・氏名を記入すること。

第 31 条 次の行為をした者は、不正行為を行ったものとみなし、監督者は、その者に直ちに退場を命じるものとする。

- (1) 他人に答案または論文（レポート）を作成させた者および代筆した者
 - (2) 特に許可された場合の他、教科書、参考書、辞書等の書籍または携帯電話等の電子機器を使用した者
 - (3) みだりに座席を離れた者
 - (4) 他人の受験を妨害した者
 - (5) 机上に書き込みをした者
 - (6) 他人の答案を見た者、または他人に答案を見せた者
 - (7) 言動、動作をもって受験者相互に連絡した者
 - (8) その他、カンニングペーパーなどを使用した者
- 2 前項第 6 号および第 7 号の場合、1 度警告を発し、再度行われた場合に不正行為を行ったものとみなす。
- 3 不正行為を行ったとみなされた受験科目の評価は不合格とする。
- 4 教務委員会は、学長の命を受け、当該行為が悪質か否かを調査し、その結果を、学長に報告するものとする。学長は、悪質な行為について、教授会の意見を聴いて、当該試験期間にその者が受験したすべての科目の評価を不合格とすることができる。

第 11 章 改 廃

第 32 条 この規程の改廃については、教務委員会において案を作成し、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、昭和 54 年 4 月 1 日改正し、第 9 条、第 10 条および第 12 条改正の項は、昭和 54 年度入学生から適用する。

附 則

本規程は、昭和 55 年 4 月 1 日改正し、第 10 条改正の項は、昭和 55 年度入学生から適用する。

附 則

本規程は、平成 3 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 5 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 6 年 7 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 10 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 14 年 4 月 1 日改正し、第 10 条改正の項は、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則

本規程は、平成 15 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 19 年 4 月 1 日改正し、第 10 条改正の項は、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則

本規程は、平成 20 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 22 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 23 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日改正し、施行する。ただし、第 18 条については、

平成 25 年度入学生から適用し、平成 24 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

本規程は、平成 27 年 1 月 14 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条および第 10 条については、平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本規程は、平成 29 年 1 月 18 日改正し、施行する。ただし、第 14 条の 2 第 2 項および第 24 条第 2 項については、平成 29 年 4 月 1 日施行とする。

附 則

本規程は、平成 29 年 12 月 13 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 31 年 3 月 20 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。